

( 続紙 1 )

京都大学	博士 (法学)	氏名	阿部 紀恵
論文題目	国際環境法の諸原則の一般的妥当をめぐる法理の展開 一人権条約上の義務への包摂を手がかりとしたグローバル法としての理論化—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、国際環境法の諸原則が国際社会において規範として広く受容される実行を法的現象として説明する法理論を「国際環境法の諸原則の一般的妥当の法理」と呼び、同法理を構築することを目的としている。本論文の第1部 (第1章から第3章) では、先行研究によって提示されてきた2つの法理の批判的検討を通じて、それらの理論上の欠陥を明らかにし、第2部 (第4章から第7章) では、第1部において明らかにされた欠陥を補う新しい法理を構想し、国際環境法の諸原則が人権条約上の義務に包摂される現象の分析を通じて、この新しい法理が実証的基盤を有することを示す。論文全体を通じて、国際環境法の諸原則の一般的妥当の法理の展開を描き出し、本稿が構築する新たな法理をその到達点に位置付け、今後の国際法学における国際環境法の諸原則研究に対する示唆を引き出す。</p> <p>序章では、「国際環境法の諸原則の一般的妥当」を、同一内容の実質的・具体的規範としての国際環境法の諸原則が、何らかの「法」として広く認識され、人々の行動を広く規律する法規範として機能していること、と定義し、分析視角として設定する。そして、この分析視角を用いると、国際環境法の諸原則の一般的妥当の諸法理を、①与えられる「法」の定義と、②妥当の一般性の基礎付け、という2つの共通項に着目して整理・比較することが可能となる、と主張する。また、本論文が打ち立てるグローバル法理論に基づいた新しい法理が有する実証的基盤として、人権条約をめぐる実行を分析の対象とすることを正当化する。</p> <p>第1章では、第2章で「法」の定義を慣習法とする法理を検討するための準備として、慣習法の法理の欠陥のひとつを明らかにするための予備的作業を行う。ここでは、国際環境法における一般国際法の構想を、伝統的と現代的の2つに区分し、これらの規範内容・法源・性質という3つの次元に着目して、対置しながら整理する。</p> <p>第2章では、慣習法の法理を、防止原則から他の国際環境法の諸原則の慣習法の法的地位を導出する演繹的な法理と、慣習法の成立要件を当てはめる帰納的な法理に分け、個別に説得性を検証する。説得性を損なわせる要因として、前者について、第1章で峻別した2つの一般国際法の構想が混同されることによる論理的不整合をはらむこと、後者について、成立が認められるよう慣習法の成立要件の解釈が恣意的に行われていること、及び、原則の抽象性と法的安定性との間に緊張関係が存在することを指摘する。</p> <p>第3章では、「法」の定義をソフトローとする法理を考察する。ソフトローとしての国際環境法の諸原則は、他の国際法規範の解釈の際に広く参照されることにより、法主体を一般的に、しかし間接的に拘束する規範として、その妥当の一般性が基礎づけられ</p>			

る。しかし、ソフトローの法理は、実質的法源としてのソフトローの法としての正統性を論証していない点で、やはり法認定基準が操作され、説得性が損なわれている、ということが明らかにされる。

第4章では、国際環境法の諸原則が、多元的な法規範・法体系の併存状態において、これらの複数の法規範に包摂され、遍在するグローバル法として、一般的に妥当する規範として形成され、その存在を維持している、と諸原則の一般的妥当の新たな法理を構想する。この新しい法理のもとでは、「法」の定義は複数の法規範の多元的集合体であり、国際環境法の諸原則はそれら法規範に個々に包摂され、広く伝播していく一方、それらの異なる法規範間で共通して国際環境法の諸原則の内容に見いだされる等価性、すなわち同一性の認識の根拠を示すことにより、妥当の一般性が基礎づけられる。

第5章では、グローバル法としての国際環境法の諸原則の形成プロセスである、諸原則が人権条約に包摂される現象を、比較法学における機能主義に基づいて分析するため、国際法における人権保障と環境保全との理論的関係をめぐる議論の展開を追い、第6章での包摂の現象の記述を有意義にするための布石を打つ。特に、環境権をめぐる議論の発展の中で、手続的環境権保障と環境影響評価実施義務に見いだされる公益としての環境保全の機能について考察を加え、第6章以降で、これら2つの原則が人権条約に包摂・内在化されることにより、その環境保全機能にいかなる変化が生じるかを洗い出すための手がかりとする。

第6章では、第5章で考察した、人権条約による参加の原則と環境影響評価実施義務の包摂現象を記述する理論的枠組みに沿って、3つのフェーズに分割し、実際の包摂現象を包括的に記述する。また、第6章の最後では、この包括的記述を踏まえ、人権条約による参加の原則と環境影響評価実施義務の環境保全機能を促進する要因と阻害する要因を明らかにする。

第7章では、グローバル法としての国際環境法の諸原則が、複数の法体系・法規範に遍在し、多様性を伴って存在していても、同一の規範である、と認識される根拠が、諸原則の規範内容が究極的な目的とする効果的な地球環境保全にある、と論じる。そして、グローバル法の法理が、国際法学における今後の国際環境法の諸原則研究にもたらす示唆として、各法体系・法規範における国際環境法の諸原則の機能と発展を幅広く考察していく必要があること、および、グローバル法としての国際環境法の諸原則の現状を、国際法の構造的限界に鑑み、競合する多元的価値の調整の観点から、その望ましい在り方に照らして規範的に評価する視点を模索する必要があること、と分析する。

終章では、検討結果をまとめ、本論文が構築を試みたグローバル法の法理が、現時点で国際環境法の諸原則を取り巻く現状を最も説得的に説明する法理である、と結論づける。

(論文審査の結果の要旨)

環境に関する国際法においては、「予防原則」「持続可能な発展原則」などの「原則」が条約や種々の国際的文書において宣明されることが多い。しかし、環境問題への迅速かつ広汎な対応を実現するためには、条約という、特定の国のみを拘束する手段では十分でなく、全ての国家を拘束する「一般法」として環境関連規範を成立させることが必要である。もっとも、そのような「一般法」の成立を立証することは極めて困難であり、これまでもさまざまな手法が提案されてきたが、いずれの提案も広く受け入れられるには至っていない。

本論文は、そのような混迷状況の中、「一般法」の概念そのものを見直し、その実践的機能に着目することにより、より現実に即した理論を提唱しようとする意欲的研究である。

本論文がなす貢献の第一は、従来の議論が伝統的法源論に縛られていることを指摘し、そのままではいかにも環境に関する諸原則は一般法であるとは言えないことを明らかにしたことである。とりわけ、「一般法」の基本的形態と考えられている慣習法概念を用いて説明しようとする主張に対して、慣習法概念を歪曲しなければなしえない議論であると指摘する批判は説得的である。

本論文の第二の貢献は、伝統的法源論から離れ、環境に関する諸原則が他の国際法規範に包摂される過程を経て結果的に全ての国際法主体に対して適用されるという理論を構築し、一定の範囲でその実証に成功したことである。本論文はその実証の素材として国際人権法を採り上げ、様々な人権条約が解釈適用される場面において、環境に関する利害関係者の参加の原則と環境影響評価実施原則とが取り込まれていく過程を膨大な事例分析に基づき綿密に跡づけた。この着想の独創性と、地に足の付いた実証分析とは、高い評価に値する。

他方、その実証の素材の多くが欧州人権裁判所の裁判例であり、ヨーロッパを越えた世界的現象であると主張するにはさらに広い範囲での実証分析が必要であること、また、参加と環境影響評価という、環境に関する国際法の中では比較的重要性に劣る原則を採り上げるにとどまったことに伴う限界があることは指摘せざるを得ない。しかし、これは本論文の研究を経て明らかになった問題点であり、今後の研究の進展に期待したい。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。また、令和2年8月21日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日：                      年                      月                      日以降